



事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 1 0 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

職員の新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて（通知）

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

このたび、別添写し（令和 3 年 6 月 1 0 日付け教県第 2 8 2 号）のとおり、県立学校人事課より「職員の新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて（通知）」が発出されましたので参考に送付します。

つきましては、市町村教育委員会におかれましても、新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、ワクチン接種は自由意志に基づくものであるため、接種を希望しない職員の意に反して接種を命ずることのないよう御留意ください。

担当：人事・学事・働き方改革担当 菅

電話：048-830-6939

E-mail:a6930-03@pref.saitama.lg.jp



教 県 第 2 8 2 号
令和3年6月10日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

職員の新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて（通知）

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について」（令和3年6月10日付け教県第281号）を踏まえ、職員の新型コロナワクチン接種等に係るサービスの取扱いについて下記のとおり整理しましたので通知します。

なお、ワクチン接種は自由意思に基づくものであるため、接種を希望しない職員の意に反して接種を命ずることのないよう御留意ください。

記

1 職員の新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチンを接種しやすい環境を整備する観点から、職員が接種等に要する時間について、校務の運営に支障のない範囲で職務専念義務を免除することができるものとする。

なお、ワクチン接種を受けるために要する往復時間等も含むものとする。

2 医療機関が医療従事者と指定した職員の新型コロナワクチン接種について

医療機関が医療従事者と指定した職員がワクチン接種を希望する場合においては、その業務遂行のために必要な行為として、職務に関するものであると整理して差し支えない（職務命令）ものとする。

3 予防接種との関連性が高いと認められる症状が発生した場合について

「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、ワクチン接種に伴う副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。これらの症状により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、当該療養のために必要な最小限度の期間において、職務専念義務を免除することができるものとする。

4 手続

職員（校長を除く）については、総務事務システムにより校長に申請し、承認を得る（総務事務システムの「休暇・職免等」の申請画面で「休暇の種類」を「職免」、「休暇の区分」を「その他」とする。その際、「備考」にワクチン接種を受ける旨又

はワクチン接種副反応により療養する旨を入力する。)

ただし、これにより難い場合、職務専念義務免除願を校長に提出し、承認を得る。
(校長専決)

また、校長については、教育長宛て職務専念義務免除願を2部提出し、その承認を受ける(県立学校人事課学事・働き方改革担当扱い)。承認を受けた後、総務事務システムに入力する。

5 適用開始

令和3年4月1日

6 留意事項

ワクチン接種は自由意思に基づくものであり、接種を希望しない職員の意に反して接種を命ずることのないよう留意すること。

また、接種を受けていない職員に差別的な扱いをすることのないよう留意すること。

担当：県立学校人事課

学事・働き方改革担当 三澤

電話：048-830-6735